

循社第192号

令和2年（2020年）5月21日

各排出事業者 様

熊本県環境生活部環境局循環社会推進課長

新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する
法律施行規則の特例を定める省令の施行について（通知）

このことについて、令和2年5月15日付け環循適発第2005152号及び環循規発第2005151号で環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長から別添のとおり通知がありました。

本通知では、「廃棄物処理施設の定期検査」、「年次報告等」、「産業廃棄物の保管の届出」、「産業廃棄物管理票の返送等」及び「管理票が返送されなかった場合等に排出事業者等に義務が生じるまでの期間」に関する特例等について周知されています。

つきましては、通知内容を参照いただき、必要な手続きについて遺漏のないようお願いいたします。

なお、今回の別添を含む産業廃棄物処理に係る新型コロナウイルスに関する情報については、県ホームページに随時掲載しております（これまでの通知等も掲載）ので、貴者におかれましては、県ホームページを適時確認し、情報を入手していただきますよう併せてお願いいたします。

【別添】

新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の施行について（令和2年5月15日付け 環境省）

熊本県環境生活部環境局 循環社会推進課 担当：谷口、吉川 電話：096-333-2278 FAX：096-383-7680
